

「令和3年度政治分野におけるハラスメント防止研修教材」等の作成に関する検討会の開催について

令和4年1月6日
男女共同参画局長決定

1 趣旨

「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2021」（令和3年6月16日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定）に基づき、「令和3年度政治分野におけるハラスメント防止のための研修教材」及び「令和3年度地方議会・地方公共団体における政治分野に係る男女共同参画の推進に向けた優良取組事例集」の作成に係る検討を行うため、「令和3年度政治分野におけるハラスメント防止研修教材」等の作成に関する検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

2 構成

- （1）検討会は、別紙に掲げる者をもって構成する。なお、男女共同参画局長は、必要と認める場合、構成員を追加することができる。
- （2）座長は、構成員の中から、男女共同参画局長が指名する。
- （3）座長は、必要に応じ、構成員以外の者の出席を求めることができる。

3 庶務

検討会の庶務は、内閣府男女共同参画局推進課において処理する。